

交通安全DVD貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、交通安全思想の普及啓蒙のため交通安全教育用DVD（以下「DVD」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対する貸出しについて、利用者の利便性と事業の円滑な推進を図るため、大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(貸出の対象)

第2条 DVDの貸出対象は、市町村、学校、その他交通安全推進関係機関・団体とする。
ただし、趣旨に反しないと生活環境企画課長（以下「課長」という。）が判断した場合は、個人であっても貸出すことができる。

(貸出の手続き)

第3条 利用者は、交通安全DVD借受利用申請書（以下「申請書」という。第1号様式）に必要事項を記入して借受けの申請をするものとする。

2 生活環境企画課参事（以下「参事」という。）は、前項の申請について、前条（貸出しの対象）及び第4条（貸出しの制限）に適合することを確認のうえ、貸出しを決定するものとする。

3 課長は、交通安全DVD貸出整理簿（第2号様式）を整理して、貸出、返却の状況を明確にするものとする。

(貸出しの制限)

第4条 DVDの貸出しは次の各号に該当すると認めた場合は、これを許可しない。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 政党活動、宗教活動を目的とするとき。

2 借受者は、DVDを貸出しの許可をした目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

(貸出期間)

第5条 DVD貸出期間は14日以内とする。ただしディスクの管理上、又は運営上支障がない場合はこの限りではない。

(DVDの借受並びに返却)

第6条 DVDの借受並びに返却は、生活環境企画課においてこれを行なう。

2 DVDの貸出期限が到来したとき、又は貸出期限前において課長がその返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。

(使用料)

第7条 DVDの使用料は徴収しない。

(管理義務)

第8条 借受者は、DVDを良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

(亡失又は損傷)

第9条 借受者は、DVDを亡失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害を賠償しなければならない。

(利用状況報告の義務)

第10条 借受者は、DVDの利用結果について交通安全DVD利用状況報告書（第3号様式）を提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年3月27日から適用する。

2 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

3 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

4 この要綱は、令和2年11月1日から適用する。